

**(1) 「自動車環境管理計画書制度」及び
「低公害・低燃費車の導入義務制度」
の概要と第5期計画期間の現状について**

東京都環境局
環境改善部自動車環境課
令和7年12月5日

●自動車環境管理計画書制度（環境確保条例第28条）

- 環境確保条例第28条の規定により、自動車を使用する事業者に、**自主的な環境への配慮行動を求めるため**、特定低公害・低燃費車の導入、エコドライブ、自動車使用の合理化等の取組について、計画書及び毎年度の実績報告書の提出を義務付け（※）

環境確保条例：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）

計画期間	5年（第5期：令和4年度～令和8年度）
対 象	30台以上の自動車を使用する都内（島しょを除く）の事業者（特定事業者） R6年度末現在 約1,500者
報告事項	自動車から発生する温室効果ガス及び排出ガスの排出量の削減目標等、エコドライブ及び自動車使用合理化の取組、特定低公害車・低燃費車の導入の取組に関する計画事項（ほか）
勧告・公表	計画書及び報告書の未提出の事業者に期限を定めて提出を勧告。それに従わない場合は公表や科料

※ 東京都自動車環境管理指針により、自動車もたらす環境への負荷を低減するために特定事業者が取り組む措置等の内容を定めている。

[内容] 自動車環境管理計画書の作成、特定低公害・低燃費車等の導入、エコドライブや自動車の使用の合理化等、特定事業者が取り組む措置等

● 低公害・低燃費車の導入義務（環境確保条例第35条）

- 条例第35条の規定により、自動車動車がもたらす環境への負荷を低減するため、事業者が使用する全車両数のうち特定低公害・低燃費車について一定割合の導入を義務付け

	義務①（特定低公害・低燃費車の導入）	義務②（乗用車における非ガソリン車の導入）
対 象	200台以上の自動車を使用する都内（島しょを除く）の事業者	
対象車両	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪車、大型・小型特殊車、被けん引車を除く）	左記のうち専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの（これを改造した特種用途に供するものを含む）（軽乗用車は除く）
基 準	・特定低公害低燃費車であること （都が定める排出ガス基準、及び、燃費基準に合致する自動車）	・FCV・EVであること。 ・特定低公害低燃費車に該当するPHEV・HVであること（PHEVは都が定める排出ガス基準、HVは都が定める排出ガス基準及び燃費基準適合が要件）
導入義務率	全車両数の30% （期限:令和9年3月31日） ※ FCV・EVは3台分、PHEVは2台分に換算	乗用車（軽乗用車を除く）の20% （期限:令和9年3月31日） ※ FCV・EV・PHEVは2台分に換算
勧告・公表	低公害・低燃費車の導入を怠り、導入義務率未達成の事業者に対して、必要な措置をとるように勧告。正当な理由なく、それに従わない場合は公表	

期間 (年度)	自動車環境管理計画書制度	低公害・低燃費導入義務制度
第1期 H13～H17	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の開始 ・ディーゼル車規制への対応 ・PMの削減を重視 	<ul style="list-style-type: none"> ・200台以上使用する事業者には低公害車の5%導入義務を規定
第2期 H18～H22	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出削減の視点を重視 ・PM、NO_xの削減とCO₂削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・5%導入義務を5年延長
第3期 H23～H27	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出削減強化 ・計画・実績報告書の公表、事業者カルテの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・5%導入義務をさらに5年延長 ・対象車両を低公害車から低公害・低燃費車に変更 ・ZEVの導入換算率を設定
第4期 H28～R3 ※コロナの影響を踏まえ1年延長	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出削減強化を継続 ・事業者カルテ内容の充実化 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入義務率を5%から15%に ・対象車両の基準を強化、特定低公害・低燃費車に変更
第5期 R4～R8	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出削減強化を継続 ・環境管理指針の見直し（エコドライブ・自動車使用合理化の手法の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入義務率を15%から30%に ・非ガソリン車の導入義務率の新設（乗用車に占める割合を20%に設定、ZEV導入促進のため換算率を設定）

大気環境の状況（NO₂・SPM・PM_{2.5}年平均濃度の推移）

概要

・NO₂、SPM、PM_{2.5}のいずれについても、環境基準を達成

NO ₂	2018年度以降、全ての測定局で達成
SPM	2014年度以降、全ての測定局で達成
PM _{2.5}	2019年度以降、全ての測定局で達成

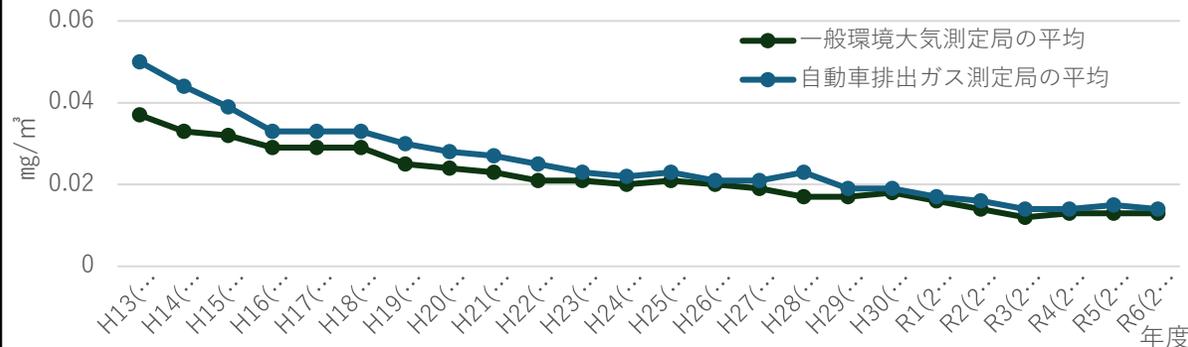
注) 測定局：大気汚染防止法に基づく大気常時監視測定局

・自動車NO_x・PM総量削減計画におけるNO_x排出量目標（R 8年度9,900 t/年）は未達成（R 5年度10,200 t/年）

【浮遊粒子状物質（SPM）】

・年平均濃度は一般局、自排局とも低下傾向、自排局と一般局との濃度差が少ない状況が継続

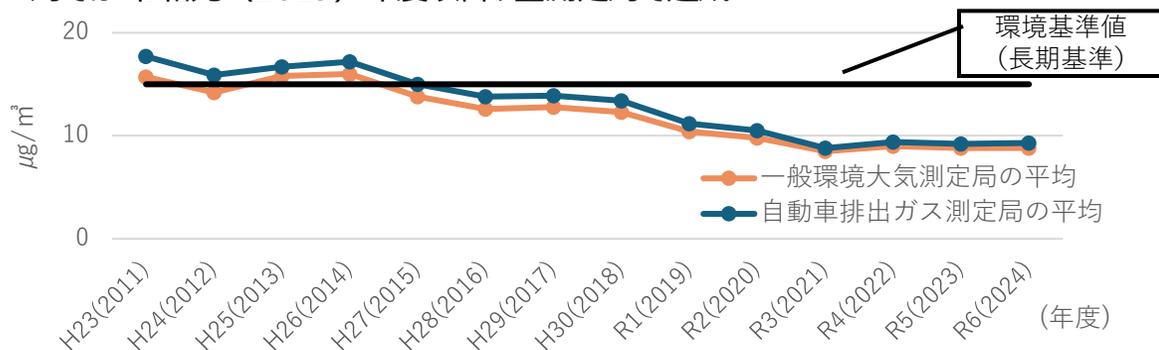
※環境基準（1時間値の1日平均値0.10mg/m³）：平成16（2004）年度以降は気象による影響を除き概ね達成



【PM_{2.5}】

・PM_{2.5}濃度は、平成27（2015）年度以降低下傾向を示している。

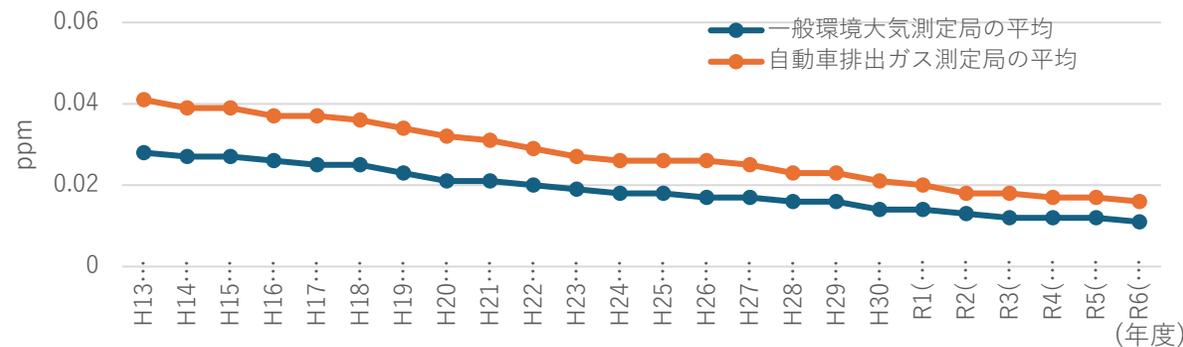
※環境基準(長期基準)：15μg/m³：一般局では平成30（2018）年度以降、自排局では令和元（2019）年度以降、全測定局で達成



【二酸化窒素（NO₂）】

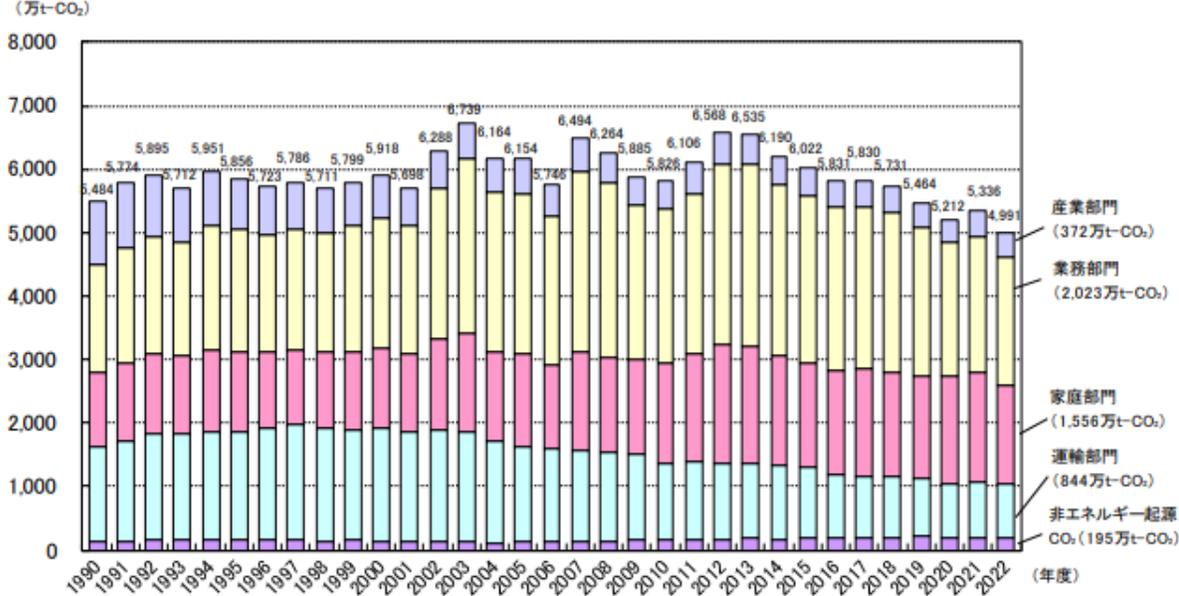
・年平均濃度は、一般局、自排局とも低下傾向

※環境基準（1時間値の1日平均値0.06ppm）：一般局では平成18（2006）年度以降、全測定局で達成。自排局でも平成22（2010）年度以降は達成率が90%以上で推移し、平成26（2018）年度以降は全測定局で達成



CO₂の削減量の推移

【1990年度から2022年度までの推移】



・都内全体では減少傾向

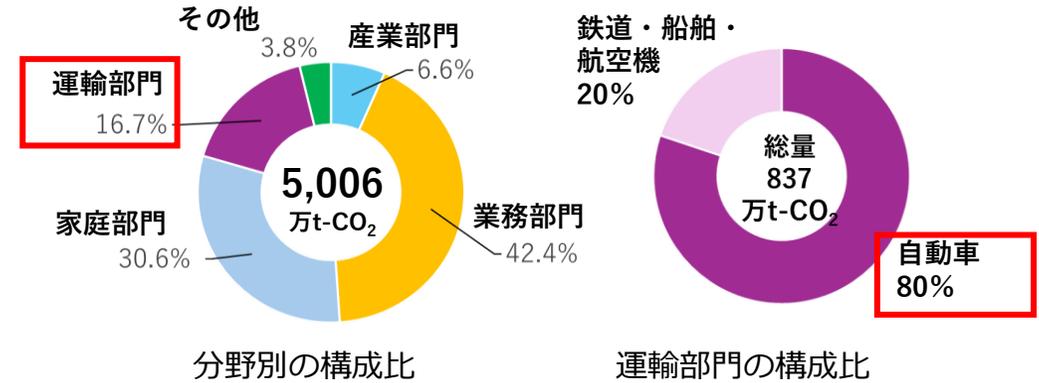
【2023年度速報値】

項目	2030年目標	2023年度 実績 (速報値)
都内温室効果ガス排出量 (2000年比)	50%削減 (カーボンハーフ)	9.9%削減 (前年度比 0.3%増)
産業・業務部門	約50%程度削減	10.2%削減 (前年度比 2.3%増)
家庭部門	約45%程度削減	19.3%増加 (前年度比 1.6%減)
運輸部門	約65%程度削減	52.6%削減 (前年度比 0.8%減)

出典：東京都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査 (2022年度データ、2023年度速報値)

自動車の影響

自動車からのCO₂排出量は、運輸部門の8割



(出典：東京都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査 (2023年度速報値))

- ◆自動車からのCO₂排出量削減に向けた更なる取組が重要
- ◆大気汚染物質の排出についても、低公害車の導入促進等により引き続き抑制

第5期3年目（令和6年度末）の実績

車両の導入状況（特定低公害・低燃費車、非ガソリン車の保有台数）

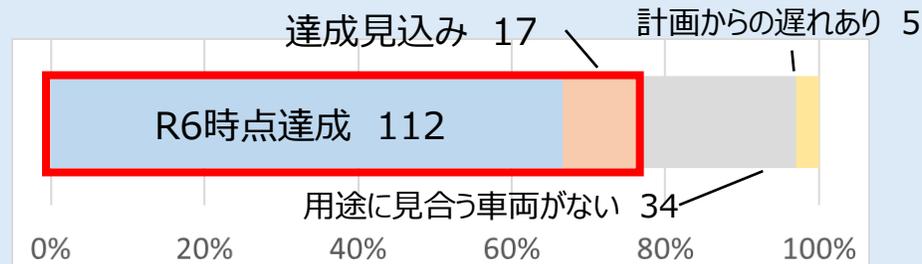
（令和7年3月末時点）

導入義務	使用台数	事業者数	車両台数	特定低公害・低燃費車	割合	乗用車 （軽自動車を除く）	非ガソリン車 ※			割合
							ZEV	HV		
対象	200台以上	168者	131,240台	51,678台	39.4%	62,305台	28,588台	1,285台	27,303台	45.9%
対象外	30~199台	1,255者	90,651台	40,491台	44.7%	36,940台	23,881台	688台	23,193台	64.6%
合計		1,423者	221,891台	92,169台	41.5%	99,245台	52,469台	1,973台	50,496台	52.9%
都内全体(2024年度末)			3,947,456台			2,589,583台	884,023台	59,217台	824,806台	34.1%

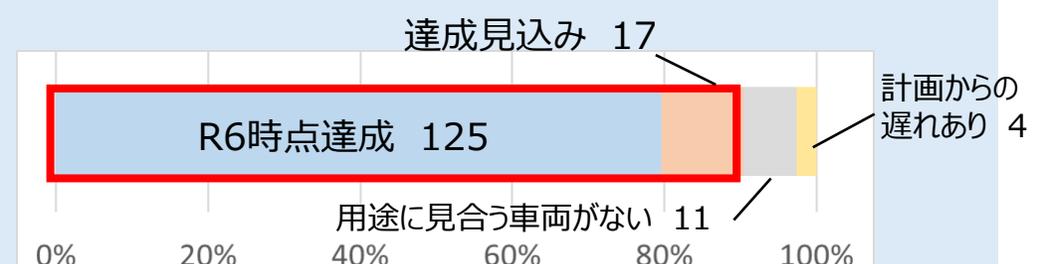
※本制度の集計数字においては、特定低公害低燃費車に該当しない非ガソリン車の台数は含まない

低公害・低燃費車導入義務の達成状況（対象：200台以上使用事業者）

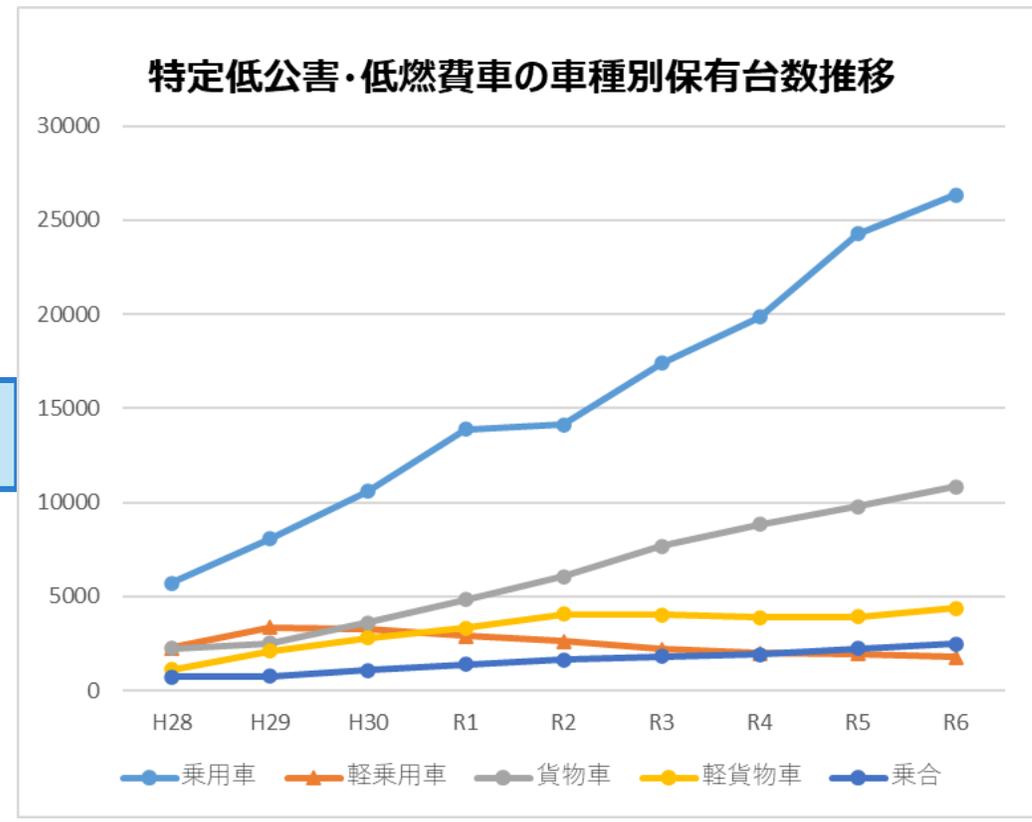
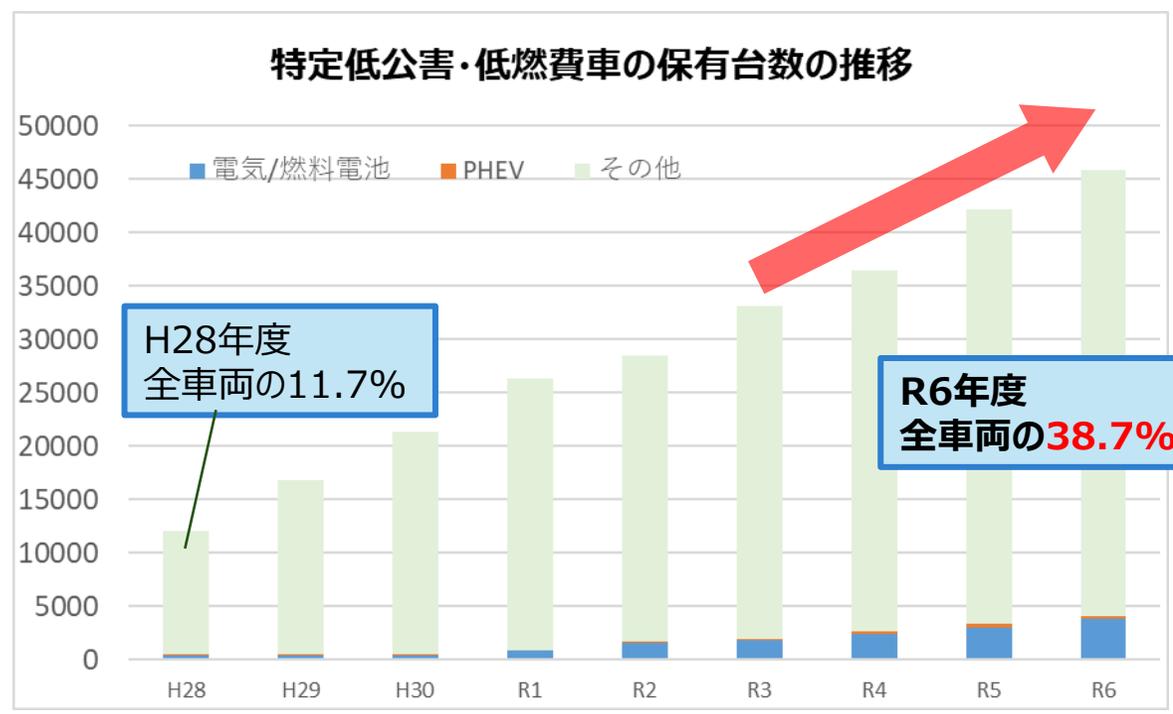
特定低公害・低燃費車の導入義務（30%）の達成状況
（168者）



乗用車の非ガソリン車の導入義務（20%）の達成状況
（157者）



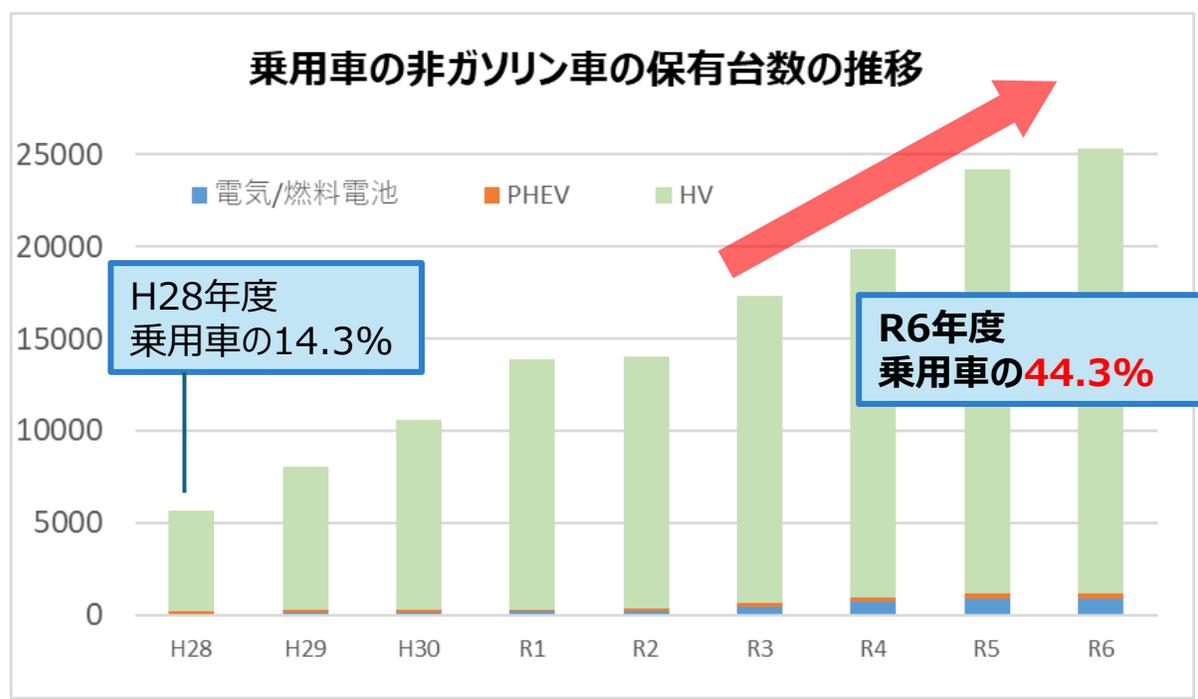
特定低公害・低燃費車の保有台数の推移



※いずれも令和6年度の導入義務対象者のうち、平成28年度から継続して実績報告書を提出している152者分を集計

- ・導入義務対象者における特定低公害・低燃費車の導入は順調に進み、令和6年度時点では、全車両の4割近くを占めている。
- ・車種別で見ると、乗用車や貨物については、順調に進んでいるが、軽乗用車や軽貨物車については、近年、停滞がみられる。

乗用車の非ガソリン車の保有台数の推移

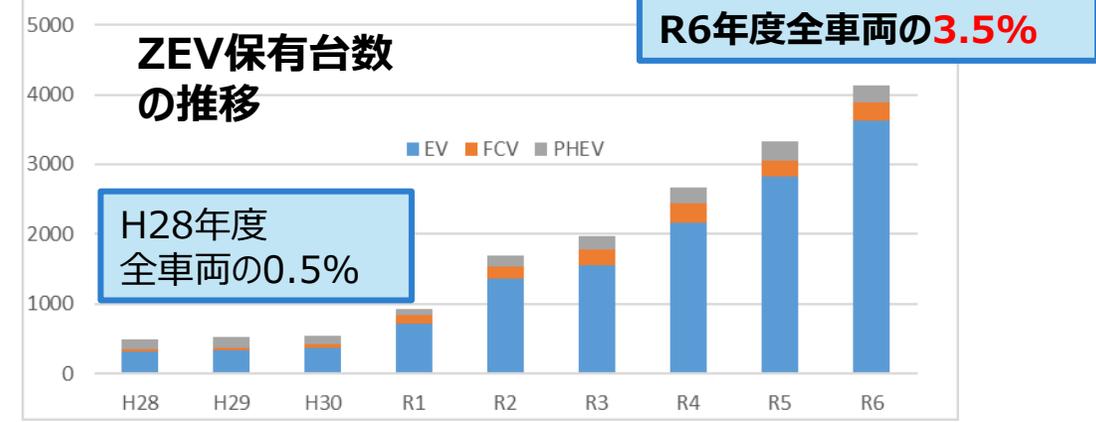


※導入義務は令和4年度から開始

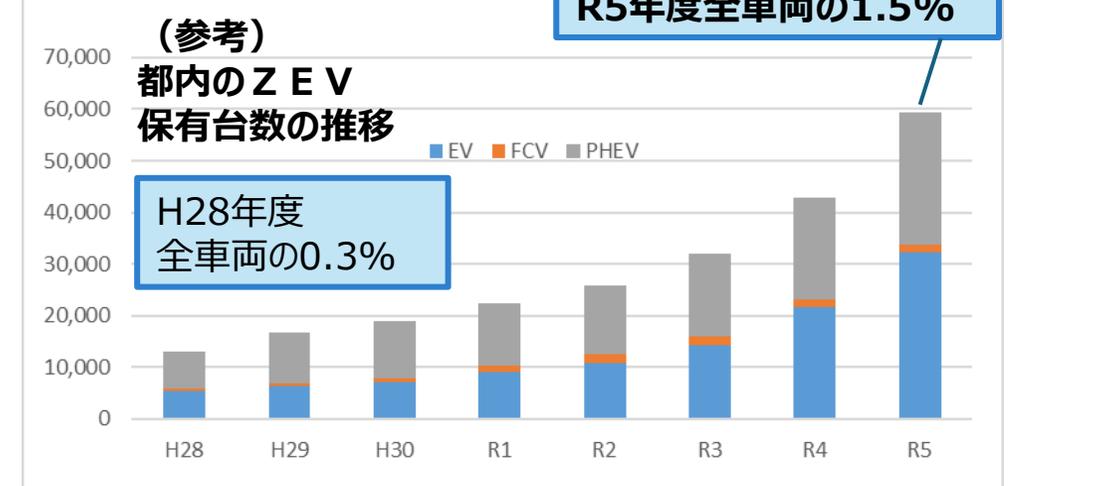
※令和6年度の導入義務対象者のうち、平成28年度から継続して実績報告書を提出している152者分を集計

- ・導入義務対象者における乗用車の非ガソリン車の導入は順調に進み、令和6年度時点では、乗用車の4割以上を占めている。
- ・非ガソリン車のほとんどはHVであり、ZEVの台数も増えているものの、割合はまだかなり低い。

ZEV保有台数の推移



※PHEVは特定低公害・低燃費車の要件に合致するもののみ
 ※令和6年度の導入義務対象者のうち、平成28年度から継続して実績報告書を提出している152者分を集計

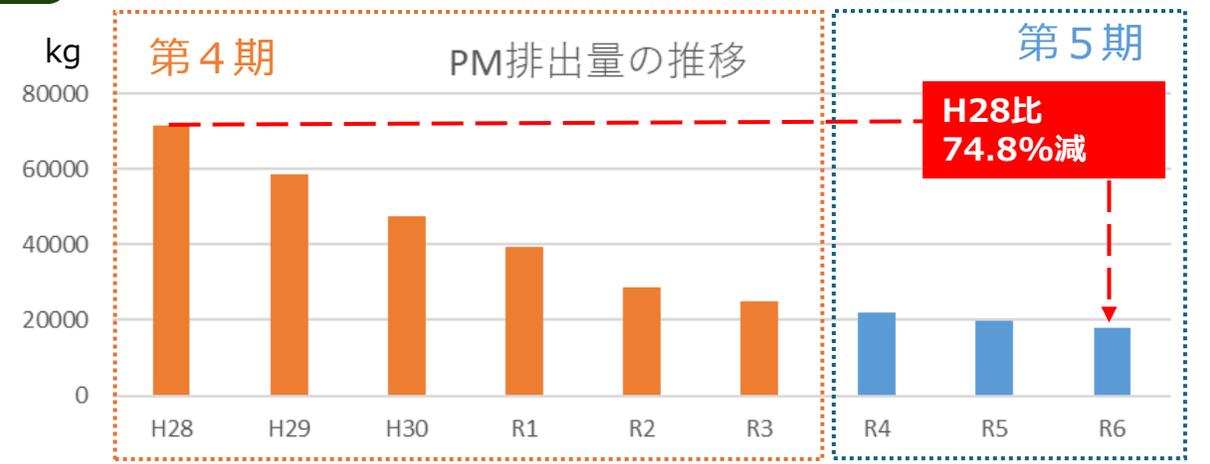
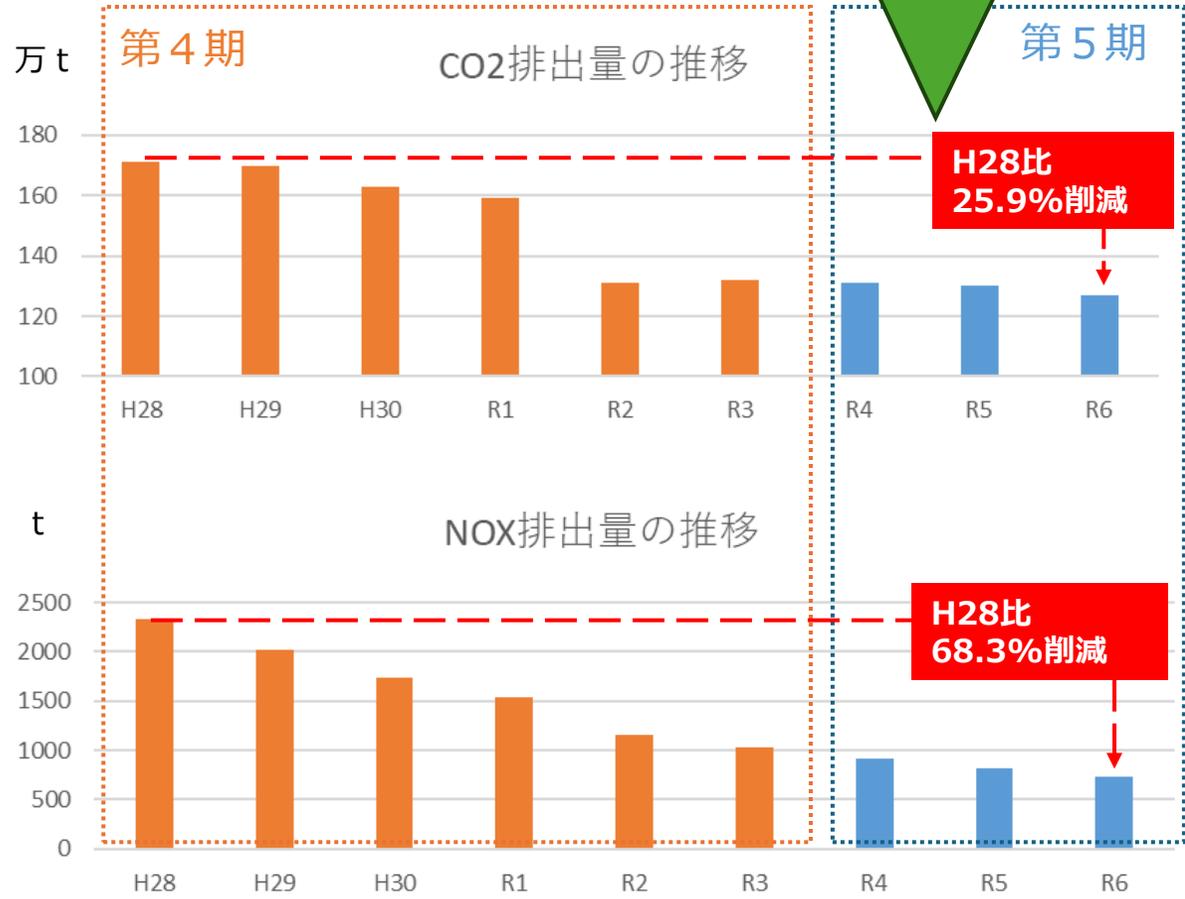


・都内の全体の導入状況よりも、本制度における導入義務対象者の方が導入が進んでいる。

第4期から第5期にかけての成果 (NOx・PM・CO2排出状況)

排出量の推移

(参考) 都全体の削減割合
H28→R5 13.6%減



※平成28年度から令和6年度まで継続して実績報告書を提出している事業者（1328者）の排出量を集計

自主的削減目標の進捗 (令和6年度末)

	CO2	NOX	PM
令和6年度末時点達成事業者の割合	44%	59%	78%

※特定事業者は第4期の実績を基に、第5期期間中のCO2、NOX及びPMの排出量の目標値を自ら設定

制度対象の規模（都内全体との比較）

車両台数

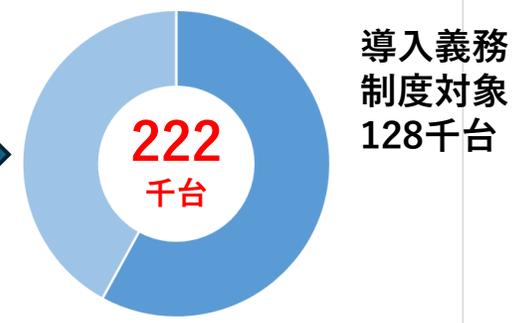
- ・計画書制度の対象事業者が保有する自動車の台数は、都内の自動車台数の5%程度。
- ・そのうち、導入義務対象事業者が保有する自動車の台数は60%程度

※いずれも令和5年度時点

都内の自動車に占める計画書制度対象者が保有する自動車の割合



計画書制度対象者が保有する自動車のうち導入義務制度対象事業者が保有する自動車の割合

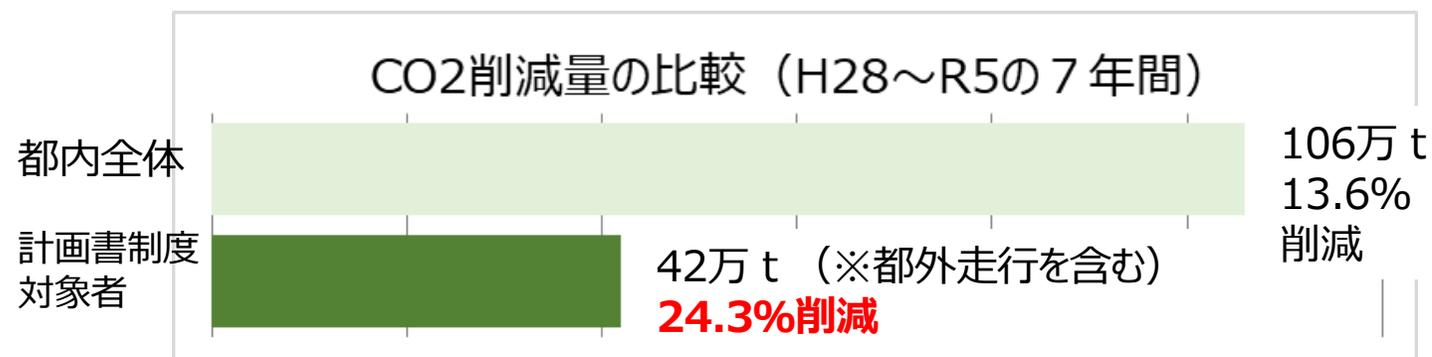


内訳

CO2削減量

- ・都内全体の自動車から排出されるCO2はH28～R5の7年間で13.6%削減

- ・計画書制度対象事業者の自動車から排出されるCO2は同期間で**24.3%削減**



低公害・低燃費車の導入義務制度

☆特定低公害・低燃費車の要件見直し

- ・最新の燃費基準及び市販車の性能等を踏まえ、要件を見直し
- ・軽自動車に係る要件の設定（区分の新設）

☆導入義務率及び換算率の見直し

- ・車の販売状況や、事業者の導入状況を勘案し、導入義務率を検討
- ・ZEVについて、導入難易度や誘導効果を検証し、必要に応じて換算率を見直し

自動車環境管理計画書制度

☆計画書・報告書の作成・提出に係る負担感の軽減

- ・事業者サイトの改修によるQOSの向上
- ・報告書提出期限の後ろ倒し（5月末⇒6月末へ）

☆モチベーションを付与することで事業者の自主的取組を促進

- ・ステークホルダーから評価される仕組みを構築
- ・事業者に対する更なる削減手法の提案
- ・取組事例の効果的な共有
- ・各事業者に対し、自主的削減目標の目安を個別に提示